

# 令和3年度西原町予算編成方針

令和2年11月

## 1.はじめに

これまで本町は、当初予算編成において概算要求時に生じた収支不足を最後まで埋めることができず、財政調整基金取崩し等の財源調整によって対応してきた(図1)。さらに、町財政をとりまく現状は5年前と比較すると大きく変化しており、国民健康保険の県単位化による累積赤字の早期解消や歳出に占める扶助費の割合の大幅な増加(図2)、さらには義務教育施設をはじめとする公共施設の老朽化など様々な課題への早急な対応を迫られている。また、県内の新型コロナウイルス感染症拡大が予断を許さない状況の中、人々の生活様式が一変するとともに、経済状況の悪化に伴う町税の減収が見込まれることから、現在の厳しい財政状況が深刻化することが予想される。

職員においては本町の厳しい財政状況が続くことを認識し、前例踏襲することなく常に事業の意義と改善を意識し、補助金の積極的な活用による財源確保や業務効率化の徹底などにより、町民サービスの水準を維持できるような予算要求をしていただきたい。

図1. 各年度の予算編成における乖離縮減状況

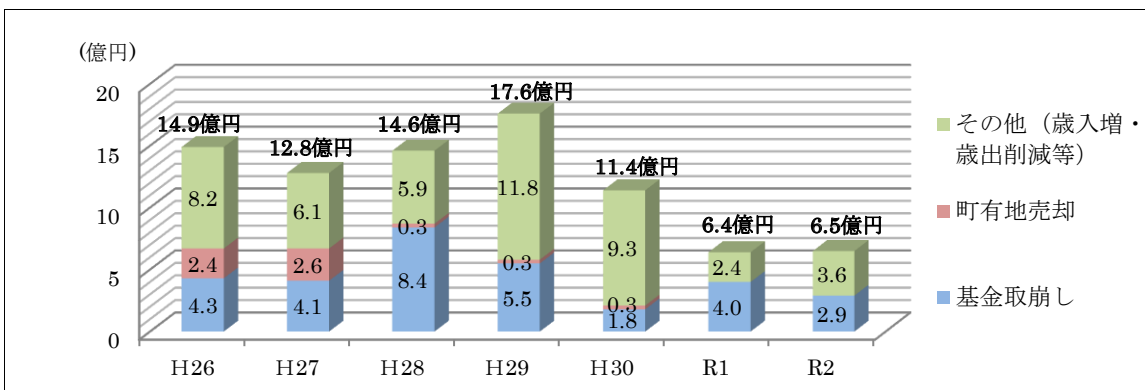
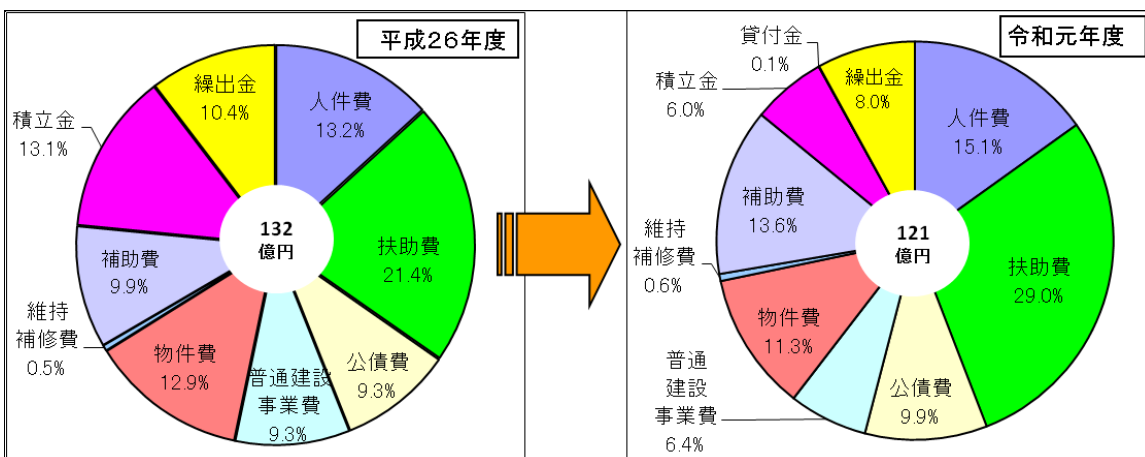


図2. 決算額における性質別経費構成比



## 2. 国の動きと地方財政

国は、本年7月17日に「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(骨太の方針)を閣議決定した。日本の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の甚大な影響を受け、極めて厳しい状況であることから、感染症への対応が喫緊の課題であるとし、経済財政運営について当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先で行うこととした。社会保障関係費については、引き続き、団塊世代が75歳以上に入り始める2022年までに社会保障制度の基盤強化を進め、より持続可能なものとし、次世代に継承するとしている。

一方、地方財政では、安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされてきた「地方一般財源総額実質同水準ルール」を2021年度まで維持するとされているが、今後どのような状況になるか国の動向を注視する必要がある。また、扶助費をはじめとした社会保障関係費が増大している近年においては、増大分を地方自治体の懸命な歳出削減によって賄わざるを得ない状況に置かれている。

## 3. 本町の財政状況

はじめに、本町の令和元年度決算における歳入では、町税が前年度決算額から7,907万円増の38億7,732万円となっており、県内景気が好調だったことが要因だと考えられる。一方、地方交付税は6,719万円の減となり、平成25年度から7年連続で減収となっているが、令和2年度普通交付税額は幼児教育・保育の無償化等により1億3,708万円の増となった。今後も地方交付税の動向に注視しながら、町税や使用料等の自主財源をいかに増やしていくかが重要なポイントとなっている。

次に歳出では、毎年度1億円以上の増加で推移している扶助費が、前年度決算額から3億3,774万円増の35億589万円となった。増額の主な要因は、認可保育園が1園増えたことによる私立分児童運営費負担金1億692万円の増や幼児教育・保育の無償化にかかる子育てのための施設等利用給付費3,134万円の皆増などがあげられる。歳出に占める割合は29.0%で、本町の一番大きな支出となっており(図2参照)、財政圧迫の要因となっている。今後も増大する社会保障に伴い、扶助費は減額することなく増え続けていくことが予想される。

また、令和元年度の歳出総額においては、前述した扶助費の増や農水産物流通・加工・観光拠点施設整備事業の工事が始まったこと、東部消防組合負担金の増、公債費の地域総合整備資金貸付金の繰上償還等の影響により、前年度比4億8,019万円増の120億9,094万円となった。一方、地方自治体の財政状況を把握する指標の一つである財政調整基金は、令和2年度末残高見込み(令和2年9月補正時点)が5億1,023万円となり、標準財政規模の10%(約6

億5,000万円)とした第二次予算編成緊急アクションプランの目標値を下回っている。この額では大規模災害等に対応するためには十分な額ではなく、それに加え、今後の予算編成においても当該基金の取崩しによる財源調整に頼るには厳しい額となっている。また、先述した様々な課題を抱える中、MICEエリア周辺地域の整備、西原西地区土地区画整理事業、東部消防庁舎建設事業など完了までに多額の費用を要する事業へも対応していく必要がある。

このような厳しい財政状況であっても、自治体の役割として「最小の経費で最大の効果を」を常に意識し、「西原町まちづくり基本条例」で掲げた目指すべき将来像の実現のため、職員一人一人が全力をあげて予算編成作業にあたらなければならない。

#### 4. 予算編成方針

以上の現状をふまえ、各課においては、財源の確保はもちろんのこと、前例踏襲によることなく再度ゼロベースで事業の見直しを行い、優先順位を踏まえた事業選択を徹底するとともに、事業計画の先送り・中止を再検討するなど、全職員が相当の覚悟をもって編成作業にあたる必要があるため、厳しい査定になることをご理解願いたい。

そのようなことから、下記事項に留意の上、編成すること。

- 1 実行計画事務事業表のヒアリング結果及び三役調整内容を反映させること。  
また、予算においては計画した額以下で要求すること。
- 2 見積りに当たっては、過年度決算内容の分析及び現年度の事業執行状況を十分検証し、今一度削減できる経費がないかを検討し、単に「歳入は少なめ」「歳出は多めに」のような要求を行うことなく、真に必要な通年の経費を見積もること。査定後の予算増については、交付決定、政策判断に基づくもの及び三役で確認したもの以外は増額しない。なお、年度途中の補正は、災害の発生や制度改正など当初予算編成時に予見できないもので、真に緊急やむを得ないものに限られるので留意すること。
- 3 厳しい財政状況を念頭に置き、新たな財源の確保に努めるとともに、内部経費等の徹底的な見直しによる思い切った歳出削減に努めること。
- 4 懸案の事業など特に問題を含んでいるもの又は複数の課に係る事業などについては、事前に関係機関又は関係課との協議をしておくこと。なお、詳細な方針は以下(1)～(7)のとおり。

#### (1) 財源の確保

- ・ 町税について、税制改正等により新たに増減要因となるものが判明した場合は、確実に当初予算に反映させること。引き続き適正な賦課、徴収に努め、新たな課税客体の洗い出し、保険税(料)など税外収入を所管する課と連携を図りながら、自主財源の積極的な確保を行うこと。
- ・ 使用料及び手数料について、維持管理費等の原価を考慮した中で、消費税増税分の適正な転嫁がされていないものについては、確実にを行うこと。
- ・ 現金確保の観点から、国・県支出金等で概算請求ができる場合は必ず実行し、不必要な一時借入が生じないようにすること。また、安定的な財源確保の手段として有効な口座振替による納付を積極的に推奨すること。

#### (2) 人件費の要求基準

- ・ 職員の負担軽減や時間外勤務手当の抑制に向け、勤務時間内に業務が終了するように事務の見直しを行うこと。
- ・ 会計年度任用職員については、必須な事業に絞り、部内で弾力的に配置の編成を行うなど創意工夫を図り、慣例的な雇用にならないようにすること。

#### (3) 経常的経費の要求基準

- ・ 報酬、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金等の経常的経費は、令和元年度実績を勘案し、さらなる経費節減に努めること。

#### (4) 投資的経費(補助・単独)の要求基準

- ・ 実行計画事務事業表のヒアリングで承認された事業以外の新規は認めない。早急に修繕等の対応が必要な場合については、スクラップアンドビルドによる財源確保を行うこと。
- ・ 原則として事業の優先順位により予算化を行うが、選択と集中の視点で現行事業の見直しを図ること。

#### (5) 負担金、補助金及び交付金の見直し

- ・ 負担金等は、町村会等の決定通知に基づき計上することとするが、積算根拠の確認を徹底して行い、本町の財政状況とかけ離れた金額となっていないか十分に精査すること。また、任意の負担金は、慣例にとられることなく、必要性を再検討し、有益でないものは廃止すること。
- ・ 一部事務組合等については、負担金額が決定する前に、担当課でのヒ

アリング及び企画財政課長との調整を行うこと。

(6) 扶助費の要求基準

- ・ 関係法令等の改正に留意し、件数、人員等の積算は直近の人数を基礎とし、実態を十分把握した上での確に見積もること。
- ・ 補助事業であっても事業目的と比べて、必要最小限の対象者となるよう見直しをすること。サービス内容が重複・過大となっている場合や社会情勢にあっていないと判断される事業は内容の抑制を図ること。
- ・ 町負担が過度になっているものがないか精査し、保育料など自己負担基準の見直し等も検討すること。
- ・ 国、県補助が終了する場合は、原則として同時に事業廃止とする。また、過去に補助が終了しているが、現在も町単独事業として引き続き行っている事業については、事業廃止の可否について検討すること。

(7) その他全般について

○ウィズコロナ・アフターコロナを意識した事業のあり方を検討すること。

○事業が廃止・休止・延伸となる可能性も視野にいれ、住民への周知や関係機関との調整等の検討について早期着手すること。

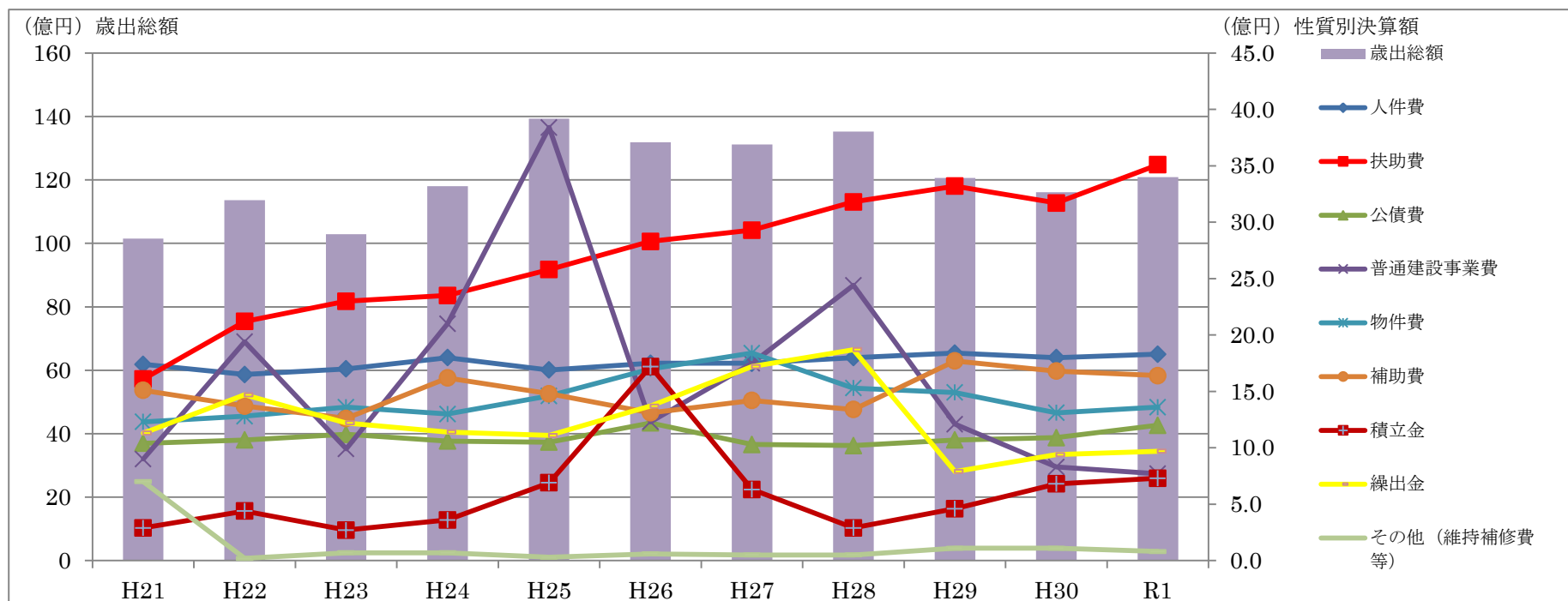
○繰越が常態化している事業については、事業の必要性、緊急性について十分な検討を行い、事業量を精査し、進捗管理を徹底するとともに、前年度の繰越分を含め、年度内に執行できる分のみを計上し、事業計画等の見直しを図ること。関係機関等との調整を要する場合は、スケジュール管理を徹底し、早期に調整を図ること。

○特別会計及び公営企業会計については、一般会計に準じて編成すること。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が完全適用されていることから、独立採算の原則を踏まえ、収入の確保や徹底した経費抑制策の実施等、これまで以上に経営健全化に向け努力すること。

○ネットワーク、インターネットに接続する可能性のある端末の利用・取得を検討している場合は、事前に電算係と調整すること。

○予算の入力にあたっては、別紙「財務会計システム入力における留意事項」を必ず確認し、前年度から改善すべきところは見直しを行うこと。

## 【参考資料】各年度歳出決算額及び性質別決算額の推移



- ・「歳出総額」・・・庁舎建設、一括交付金事業が開始されたH24より恒常的に110億円を超えている。
- ・「人件費」「公債費」「その他(維持補修費等)」・・・ほぼ横ばいで推移、その他のH21は地域総合整備貸付金による増。
- ・「扶助費」・・・毎年度1億円以上の増加で推移。10年前と比較すると2倍以上となっており、増加額は約19億円。R1決算が増額となった主な要因は、認可保育園が1園増えたことによる私立分児童運営費負担金1億692万円の増額と幼児教育・保育の無償化にかかる子育てのための施設等利用給付費3,134万円の皆増。※H30が減となっている主な要因は、H29に執行された臨時福祉給付金1億1,603万円が終了したため。
- ・「普通建設事業費」・・・H22各道路の事業費増、大規模工事(H24～H26庁舎建設、H27～H28坂田小増改築)による増。
- ・「物件費」・・・H27から減少傾向が続いている。
- ・「補助費」・・・東部清掃施設組合への負担金増や介護広域連合へ加入したことに伴いH29の増加が大きくなっている。
- ・「積立金」・・・H25～H27の増加は町有財産(土地)の売払収入によるもの。H30～R1の増加は特別会計繰出準備基金の積立てによるもの。
- ・「繰出金」・・・H25までは各特会の事業費増減による影響。H26～H28は国保累積赤字補填のための法定外繰出による増。